

慶弔規程

1996年6月1日 制定
2000年10月1日 改定

(趣旨)

第1条 本連盟の慶弔金贈与は、本規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 この規則の慶弔金等贈呈の対象範囲は、次の通りとする。

- (1) 本連盟の役員
- (2) 本連盟の名誉役員
- (3) 本連盟の各加盟団体長及び主なる役員(原則として副会長及び理事長)
- (4) 本連盟の各加盟団体の前会長
- (5) 本連盟の職員

(種類)

第3条 慶弔金品は次の通りとする。

- (1) 結婚祝い金……………20,000円以内
- (2) 供花(花環もしくは生花1基……………実費
- (3) 香典……………10,000円以内
- (4) 傷病見舞金(休業30日以上に及んだ場合)……………10,000円以内
- (5) 災害見舞金 住居の半壊、半焼程度の場合……………20,000円以内
住居の前回、全焼程度の場合……………40,000円以内
- (6) 加盟団体創立記念祝い金 加盟年数40年……………20,000円
加盟年数20年……………10,000円
- (7) 本連盟のため著しい功労のあった者及び前条(1)項に掲げる対象の配偶者、
子供が死亡の場合は理事会の議決により、弔慰を表することが出来る。ただし、原則として本連盟へ連絡があった場合とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決による。